

龍ヶ崎市牛久沼活用試行事業補助金交付要綱

令和4年7月27日

龍ヶ崎市告示第139号

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊かな自然が残る貴重な地域資源である牛久沼の有効的な活用を促進し、牛久沼周辺地域の活性化及び賑わいの創出を図るため、牛久沼の水辺を活用した取組に対し、予算の範囲内において龍ヶ崎市牛久沼活用試行事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、龍ヶ崎市補助金等交付規則（平成15年龍ヶ崎市規則第17号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象団体)

第2条 補助金の交付の対象となるもの（以下「対象団体」という。）は、市内に主たる活動の拠点を有する団体であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 公益法人又はこれに準ずる団体
- (2) 教育、スポーツ等の振興、青少年の健全育成等を主たる目的とする団体
- (3) 地域の振興、社会福祉の増進等を目的とする団体
- (4) その他市長が特に適当と認めたもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の対象としない。

- (1) 規約等による代表者が定められていない団体であるとき。
- (2) 特定の宗教、政治団体等と関連しているとき。
- (3) 法令等に違反し、又は公序良俗に反する活動を行っているとき。
- (4) 龍ヶ崎市暴力団排除条例（平成23年龍ヶ崎市条例第23号）第2条第1号から第3号までに規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員等と関与がある団体であるとき。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、対象団体が実施する事業であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 牛久沼の新たな魅力の創造，活用等に寄与するものであること。
- (2) 事業等の企画，実施等を自ら行うものであること。
- (3) 事業等を原則として牛久沼周辺で実施するものであること。
- (4) 営利を主たる目的とするものでないこと。
- (5) 第 6 条に規定する補助金の交付の申請を行った日の属する年度内に完了するものであること。

(補助対象経費)

第 4 条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は，補助事業に直接要する経費とする。

(補助金の額等)

第 5 条 補助金の額は，補助対象経費に 2 分の 1 を乗じて得た額又は 30 万円のいずれか低い方の額とする。この場合において，1 円未満の端数は，切り捨てるものとする。

2 補助金の交付は，1 対象団体につき年度内に 1 回とする。

(交付の申請)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする対象団体（以下「申請者」という。）は，補助事業の開始前までに，龍ヶ崎市牛久沼活用試行事業補助金交付申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて，市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第 2 号）
- (2) 収支予算書（様式第 3 号）
- (3) 団体等調書（様式第 4 号）
- (4) 対象団体の規約等及び役員名簿
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第 7 条 市長は，前条の規定により申請を受けたときは，その内容を審査の上，補助金の交付の可否を決定し，龍ヶ崎市牛久沼活用試行事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第 5 号）により申請者に通知するものとする。この場合において，市長は，必要と認めるときは，条件を付することができる。

(変更申請等)

第 8 条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助

事業者」という。)は、当該決定を受けた事項に変更があったとき、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかに龍ヶ崎市牛久沼活用試行事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第6号）に第6条各号に規定する書類（変更があったものに限る。）を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、補助金の額に変更を伴わない軽微な変更のときは、この限りでない。

- 2 市長は、前項の規定による変更申請等があったときは、その内容を審査の上、変更等の承認の可否を決定し、龍ヶ崎市牛久沼活用試行事業変更（中止・廃止）承認（不承認）通知書（様式第7号）により補助事業者へ通知するものとする。この場合において、市長は、必要と認めるときは、条件を付することができる。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、速やかに龍ヶ崎市牛久沼活用試行事業実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業成果書（事業計画書に準じて作成したもの）
- (2) 収支決算書（様式第9号）
- (3) 事業に要した経費の支出額が分かる書類（領収書等）の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条の規定により実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査の上、補助金の交付の額を確定し、龍ヶ崎市牛久沼活用試行事業補助金交付額確定通知書（様式第10号）により当該補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の交付の時期等）

第11条 補助金の交付は、前条の規定により補助金の交付の額を確定した後、に交付するものとする。ただし、市長が必要と認めたときは、補助事業の開始前又は完了前であっても、その一部又は全部を交付することができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、龍ヶ崎市牛久沼活用試行事業補助金交付請求書（様式第11号）

により，市長に請求しなければならない。

（補助金の交付決定等の取消し等）

第12条 市長は，補助事業者が次の各号のいずれかに該当した場合は，補助金の交付の決定の一部又は全部を取り消し，既に交付した補助金があるときは，その全部又は一部の返還を求めるものとする。

- (1) 偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けた場合
- (2) 第7条の規定により補助金の交付の決定を受けた事業の実施を中止した場合

2 市長は，前項の規定により補助金の交付の決定の一部若しくは全部を取り消すとき，又は交付した補助金を返還させるときは，龍ヶ崎市牛久沼活用試行事業補助金交付決定取消通知書兼返還命令書（様式第12号）により補助事業者に通知するものとする。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は，市長が別に定める。

付 則

この告示は，公布の日から施行する。